

岩手県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

岩手県教育委員会規則第 3 号

岩手県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会会議規則（昭和 31 年岩手県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 12 条第 4 項を除く。）中「たゞし」を「ただし」に改める。

改正前	改正後
<p>(秘密会)</p> <p>第12条 会議は、委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、<u>秘密会とすることができる</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>秘密会の会議を開く</u>ときは、委員長は、一般傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を退席させるものとする。</p> <p>4 <u>秘密会の議事は、何人も漏らしてはならない。たゞし、会議の議決があったときは、秘密会議の結果を公表し、又は会議録に掲げることができる</u>。</p>	<p>(会議の非公開)</p> <p>第12条 会議は、委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、<u>公開しないことができる</u>。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>会議を公開しないこととする</u>ときは、委員長は、一般傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を退席させるものとする。</p> <p>4 <u>公開しないこととされた会議の議事は、何人も漏らしてはならない。ただし、会議の議決があったときは、公開しないこととされた会議の結果及び内容の全部又は一部を公表することができる</u>。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 岩手県教育委員会傍聴規則（平成 3 年岩手県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(秘密会の場合の退場)</p> <p>第 8 条 傍聴人は、会議を<u>秘密会</u>とする議決があったときは、退場しなければならない。</p>	<p>(会議を非公開とする場合の退場)</p> <p>第 8 条 傍聴人は、会議を<u>公開しないこと</u>とする議決があったときは、退場しなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	